

事例番号:320249

原因分析報告書要約版

産科医療補償制度
原因分析委員会第二部会

1. 事例の概要

1) 妊産婦等に関する情報

初産婦

2) 今回の妊娠経過

妊娠 32 週 0 日 妊娠高血圧腎症の診断で搬送元分娩機関に入院

3) 分娩のための入院時の状況

管理入院中

4) 分娩経過

妊娠 32 週 3 日

0:40 出血を認める

2:00 前期破水疑い、常位胎盤早期剥離疑い、切迫早産のため母体搬送
され当該分娩機関に入院

0:58- 胎児心拍数陣痛図で軽度変動一過性徐脈を認める

4:33 胎児機能不全、常位胎盤早期剥離の疑いで帝王切開により児娩出、
同時に凝血塊排出あり

胎児付属物所見 胎盤に凝血塊を認める

5) 新生児期の経過

(1) 在胎週数:32 週 3 日

(2) 出生時体重:1300g 台

(3) 臍帯動脈血ガス分析: pH 7.28、BE -3.4mmol/L

(4) アプガースコア: 生後 1 分 6 点、生後 5 分 8 点

(5) 新生児蘇生: 人工呼吸(バック・マスク)

(6) 診断等:

出生当日 早産児、新生児一過性多呼吸

(7) 頭部画像所見:

生後 44 日 頭部 MRI で脳室周囲白質軟化症の所見

6) 診療体制等に関する情報

〈搬送元分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 1 名

看護スタッフ:助産師 2 名、看護師 2 名

〈当該分娩機関〉

(1) 施設区分:病院

(2) 関わった医療スタッフの数

医師:産科医 2 名、小児科医 1 名、麻酔科医 1 名

看護スタッフ:助産師 1 名、看護師 2 名

2. 脳性麻痺発症の原因

- (1) 脳性麻痺発症の原因は胎児の脳の虚血(血流量の減少)により脳室周囲白質軟化症(PVL)を発症したことである。
- (2) 胎児の脳の虚血(血流量の減少)の原因を特定することは困難であるが、分娩当日に発症した常位胎盤早期剥離、および出生までのどこかで起こった臍帯血流障害の可能性を否定できない。
- (3) 早産期の児の脳血管の特徴および大脳白質の脆弱性がPVL発症の背景因子であると考ええる。

3. 臨床経過に関する医学的評価(2020年4月改定の表現を使用)

1) 妊娠経過

- (1) 搬送元分娩機関の妊娠 30 週 6 日までの外来管理は一般的である。
- (2) 搬送元分娩機関で妊娠 32 週 0 日に外来での血圧の上昇を認め、尿検査で尿蛋白定量 71mg/dL であり妊娠高血圧腎症と診断し、入院としたことは、一般的な対応である。

(3) 搬送元分娩機関入院中の管理は一般的である。

2) 分娩経過

(1) 搬送元分娩機関に入院中の妊娠 32 週 3 日に出血が認められたことから、内診、超音波断層法実施、分娩監視装置装着、血液検査を実施し、常位胎盤早期剥離疑い、前期破水疑いのため、高次医療機関に母体搬送したことは適確である。

(2) 当該分娩機関の入院時の対応(分娩監視装置装着、超音波断層法実施、腔鏡診)は一般的である。

(3) 重症妊娠高血圧症候群、胎児発育不全、常位胎盤早期剥離の疑いで帝王切開の準備をし、文書を用いて説明し同意を得たことは一般的である。

(4) 3 時 20 分頃の胎児心拍数陣痛図で、基線細変動の減少と時折軽度遅発一過性徐脈を認めると判断し、胎児発育不全、羊水過少、胎児機能不全、常位胎盤早期剥離の疑いでグレード B の帝王切開を決定したことは一般的である。

(5) 帝王切開決定から 1 時間 13 分後に児を娩出したことは一般的である。

(6) 臍帯動脈血ガス分析を実施したことは一般的である。

(7) 胎盤病理組織学検査を実施したことは適確である。

3) 新生児経過

新生児蘇生(バッグ・マスクによる人工呼吸)および当該分娩機関 NICU に入室したことは一般的である。

4. 今後の産科医療の質の向上のために検討すべき事項

1) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における診療行為について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

2) 搬送元分娩機関および当該分娩機関における設備や診療体制について検討すべき事項

(1) 搬送元分娩機関

なし。

(2) 当該分娩機関

なし。

3) わが国における産科医療について検討すべき事項

(1) 学会・職能団体に対して

ア. 早産期の脳性麻痺発症の原因や病態生理に関して、更なる研究の推進が望まれる。

イ. 常位胎盤早期剥離は、最近の周産期管理においても予知が極めて困難であるため、周産期死亡や妊産婦死亡に密接に関与する。常位胎盤早期剥離の発生機序の解明、予防法、早期診断に関する研究を推進することが望まれる。

(2) 国・地方自治体に対して

なし。